明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（外務八）　一
○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（同九）　二
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一三三六、一三三七）　三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一六（平成二十八）年一～三月期）（内閣府）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
日本弁護士連合会公示送達関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省令

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十二日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

ベネズエラ
ボリバル
遺産の額の2／100
300
160
320
40
160
130
230
60
60
110
230
240
90
130
230
200
50
70
110

を

ベネズエラ	ベラルーシ	ベラルーシ
ボリバル	ルーブル	ルーブル
遺産の額の2／100	遺産の額の2／100	遺産の額の2／100
19,700	704,000	70
10,300	370,000	37
20,700	741,000	74
2,400	86,000	9
10,300	370,000	37
8,600	309,000	31
15,200	543,000	54
4,100	148,000	15
4,100	148,000	15
6,900	247,000	25
15,200	543,000	54
15,500	556,000	56
5,900	210,000	21
8,600	309,000	31
15,200	543,000	54
13,100	469,000	47
3,100	111,000	11
4,500	160,000	16
7,200	259,000	26

に、　を　に改める。

別表第二中

ベネズエラ
ボリバル
40
40
10

を

ベネズエラ
ボリバル
2,900
2,900
300

に、

ベラルーシ
ルーブル
103,000
103,000
9,000

を

ベラルーシ
ルーブル
10
10
1

に改める。